

利用できる手当(出産・育児関係)

【雇用保険からの手当 * 育児休業給付金 *】

■ 支給対象者 ■

1歳未満の子(一定の場合は1歳2か月※1。さらに一定の場合は1歳6か月※2)を養育するために育児休業を取得する一般被保険者(男女問わず)の方で、育児休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある方に支給されます。

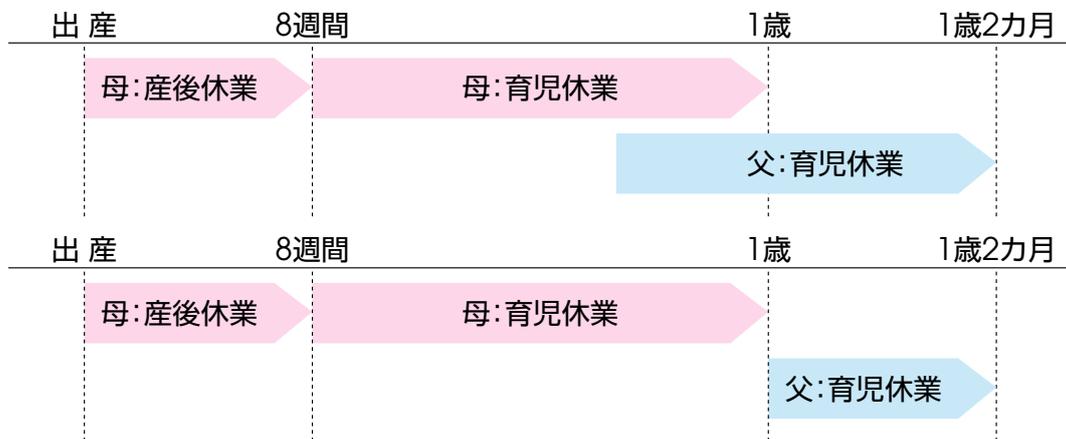
■ 給付内容 ■

育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間「支給単位期間」について支給します。

平成22年3月31日までに育児休業を開始された方は「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」が支給されます。

※1 パパ・ママ育休プラス制度(平成22年6月30日より改正されました！)

父母が同時に育児休業を取る場合や、交代に取る場合、一定の要件を満たすと、子が1歳2か月に達す前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。



さらに配偶者の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、育児休業の再度取得が可能となり、一定の要件を満たすと育児休業給付金が支給されます。(再度の休業期間もあわせて1年を超えない範囲で)



※2 支給対象期間の延長について

保育所における保育の実施が行われないなどの延長の事由に該当する理由により、子が1歳に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の対象となります。

■ 支給額 ■

平成22年3月31日までに育児休業を開始した人は、原則として休業開始時点の賃金月額×30%となり、育児休業給付金受給終了後6か月後に「職場復帰給付金」20%が支給されます。

平成22年4月1日より育児休業を開始した人は、原則として休業開始時点の賃金月額×50%（今後変更の可能性あり）となります。

なお、支給額には上限があります。

【共済組合からの手当 * 育児休業手当金 *】

育児休業が承認された方で、雇用保険育児給付金受給対象外となった人は共済組合より支給されますので共済担当者へ連絡をしてください。（定員内職員のみ。）

組合員が育児休業を取得し、育児休業期間で該当育児休業の係わる子が1歳に達する日までの期間に報酬の全部又は一部が支給されないとき、給付期間1日につき標準報酬の日額×50%を給付します。

詳しくは、

教育文化学部・工学資源学研究所の総務担当

医学系研究科・医学部・附属病院は、企画管理課経理担当(常勤職員)、総務課人事担当(非常勤職員)又は人事課共済組合担当にご照会ください。

利用できる手当(出産・育児関係)

その他に…

1. 出産育児一時金(健康保険から)

被保険者及びその被扶養者が出産をしたときの出産育児一時金(家族出産育児一時金を含む。以下同じ。)の支給額は1児ごとに42万円となります。多生児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。(産科医療補償制度加入医療機関以外での分娩は39万円の支給となります。)

2. 出産手当金(自分で社会保険をかけている女性のみ受給可能)

被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないときは、出産手当金が支給されます。

【出産手当金が受けられる期間】

出産手当金は、出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産の予定日)以前42日目(多胎妊娠の場合は98日目)から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。ただし、休んだ期間に係る分として、出産手当金の額より多い報酬が支給される場合は、出産手当金は支給されません。

3. 育児休業中は社会保険料等が免除されます！

組合員が育児休業の承認を受けたとき、共済組合へ申し出ることにより、育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前日まで掛金が免除されます。

- 協会けんぽの場合…「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を共済担当に提出してください。
- 共済組合の場合…育児休業する場合、「育児休業期間掛金免除申請書」を提出してください。